

## 参考資料6 青梅市公共交通協議会規約等

### 1 青梅市公共交通協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1（青梅市役所内）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定にもとづき、青梅市における地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議および連携計画の実施にかかる連絡調整を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定および変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施にかかる連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、会長、座長および委員をもって組織する。

(会長および座長)

第6条 会長は、次条に規定する委員の中から、互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長は、次条に規定する委員の中から、会長が指名する。
- 5 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 6 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第7条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 青梅市長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長が指名する者
- (5) 道路管理者が指名する者

- (6) 警視庁青梅警察署長が指名する者
- (7) 青梅市民の代表者
- (8) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長が指名する者
- (9) 学識経験者その他協議会が必要と認める者  
(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。  
(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、会議の議決方法は、座長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開とする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が調った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査および検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、協議会が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、青梅市企画部企画調整担当課に置く。
- 3 事務局に事務局長および事務局員を置き、協議会が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、青梅市その他団体等からの補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を置き、第7条に規定する委員の中から、互選によりこれを定める。

- 2 会長または座長は、監査委員を兼ねることはできない。

3 監査委員は、協議会の出納監査を行い、その結果を会議で報告しなければならない。  
(報償金)

第16条 協議会は会長、座長および監査委員ならびに委員に対し、報償金を支給するものとする。

2 報償金の額その他報償に関し必要な事項は、協議会が別に定める。  
(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合には、協議会の承認を経るものとする。  
(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者に報告する。

(補則)  
第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規約は、平成23年8月22日から施行する。

## 2 青梅市公共交通協議会委員名簿

区 分	所属・役職等	氏 名	備考
青梅市長が指名する者	青梅市企画部長	岡田 芳典 (古屋 孝男)	H24. 4. 1～
	青梅市健康福祉部長	松岡 俊夫 (池田 央)	H24. 4. 1～
一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者	東京都交通局自動車部計画課長 東京都交通局自動車部事業改善 担当課長 東京都交通局自動車部計画課長	西川 善宣 (岡野 勇)  (村上 正明)	H24. 9. 11～ H24. 4. 1～
	西東京バス株式会社運輸部運転 担当課長	黒田 誠	
	西武バス株式会社経営企画部経 営企画室長	関根 康洋	
一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者	京王自動車株式会社運輸事業本 部部長	秋山 正夫	監査
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社社長が指名する者	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社総務部企画室担当課長	永山 健一 (高津 徹)	H24. 10. 1～
道路管理者が指名する者	東京都西多摩建設事務所管理課長	青木 正 (渡辺 俊雄)	H24. 4. 1～
	青梅市建設部長	古屋 正治 (小村 明)	H24. 4. 1～
警視庁青梅警察署長が指名する者	警視庁青梅警察署交通課長	秀島 文明	
青梅市民の代表者	青梅市自治会連合会副会長	井上 一雄	会長
	青梅市高齢者クラブ連合会会長	安野 文男	
	青梅市障害者地域自立支援協議会委員	尾澤 栄子	
	青梅市中学校PTA連合会理事	見目 聡一 (塩野 初雄)	H24. 4. 1～
	公募市民	茅野 智子	
国土交通省関東運輸局東京運輸支局長が指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官(企画担当)	久米 正夫 (島田 豊保)	H24. 4. 1～
学識経験者その他協議会が必要と認める者	日本大学理工学部社会交通工学科教授	轟 朝幸	座長
	山梨大学大学院医学工学総合研究部教授	佐々木邦明	

※任期は平成23年8月22日から平成25年8月21日まで、( )内は前任者

### 3 青梅市公共交通協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 青梅市公共交通協議会規約（平成23年8月22日施行。以下「規約」という。）第9条第5項の規定にもとづき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 会長は、会議場の都合等により傍聴者の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴を希望する者は、会議の当日、所定の場所において傍聴者受付票（様式第1号）に所要事項を記載し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付は、会議開始の15分前から行う。

3 傍聴券の交付は、先着順とする。ただし、会議開始の15分前に定員を超える場合は、抽選により決定する。

(傍聴席)

第4条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類をしないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (9) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影および録音等の制限)

第7条 傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ協議会の許可を得なければならない。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者がこの規程に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 会議の途中で、協議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第9条 協議会は、第2条および第3条の規定にかかわらず、公開の会議にあつては、報道関係者を傍聴させることができる。

2 第4条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年8月22日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

第 回青梅市公共交通協議会会議  
傍聴者受付票

青梅市公共交通協議会会議の傍聴を申込みます。

受付番号	
住 所 (社 名)	
氏 名	
備 考	

第 回青梅市公共交通協議会会議傍聴券

青梅市公共交通協議会

会長

㊟

第 回青梅市公共交通協議会会議の傍聴を認めます。あなたの傍聴席は 番です。

青梅市公共交通協議会会議傍聴規程にもとづき退場を命ずる場合がありますので、あらかじめ通知します。

青梅市公共交通協議会会議傍聴規程（抄）

（傍聴席）

第4条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第6条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類をしないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (9) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影および録音等の制限）

第7条 傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ協議会の許可を得なければならない。

（傍聴者の退場）

第8条 傍聴者がこの規程に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 会議の途中で、協議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

（報道関係者の取扱い）

第9条 協議会は、第2条および第3条の規定にかかわらず、公開の会議にあつては、報道関係者を傍聴させることができる。

2 第4条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。



## 4 青梅市公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青梅市公共交通協議会規約（平成23年8月22日施行）第12条第4項の規定にもとづき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要なこと。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長および事務局員を置く。

- 2 事務局長は、青梅市企画調整担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画調整担当課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品および現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、青梅市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな型、書体、形状寸法、用途、個数および管理責任者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、青梅市において定められている公印の取扱いの例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年8月22日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな型	書体	形状寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管守責任者
青梅市公共交通協議会 会長印	青梅市公共交通協議会 会長印	てん書	正方形 21・ 21	一般文書	1	事務局長

## 5 青梅市公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青梅市公共交通協議会規約（平成23年8月22日施行。以下「規約」という。）第14条の規定にもとづき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、補助金、負担金、繰越金およびその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営および事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに青梅市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に定める以外の項および目を定めることができる。

(予算の流用および予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用および予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用または予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(出納および現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入および支出の手続)

第8条 協議会の予算にかかる収入および支出の手続は、青梅市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第15条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに青梅市長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年8月22日から施行する。

(協議会設立年度における会計年度の特例)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第2条第3項の規定にかかわらず、協議会が設立された日から翌年3月31日までとする。

(協議会設立年度における予算の調製等の特例)

3 協議会が設立された年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「協議会が設立された日に」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 負担金	1 負担金	1 負担金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 6 青梅市公共交通協議会委員報償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青梅市公共交通協議会規約（平成23年8月22日施行。）第16条第2項の規定にもとづき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員報償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償金の額)

第2条 会長および座長の報償金の額は、日額12,500円とする。

2 監査委員および委員の報償金の額は、日額11,500円とする。

3 市長、副市長その他の青梅市の常勤職員には、報償金を支給しない。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年8月22日から施行する。